

平成 2 8 年度

第 2 5 回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成 2 9 年 3 月 7 日 ( 火 )

開会 1 3 時 3 5 分 閉会 1 3 時 5 3 分

場 所 教育委員室

平成 2 8 年度  
第 2 5 回大分県教育委員会

**【議 事】**

( 1 ) 議 案

第 1 号議案 大分県立学校管理規則の一部改正について

( 2 ) 協 議

大分県立社会教育総合センター管理規則等の一部改正について  
埋蔵文化財センター管理規則及び利用規則の制定について

( 3 ) その他

## 【内 容】

### 1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄
	欠席委員	岩 崎 哲 朗
事務局	教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	岩 武 茂 代
	教育次長	木 津 博 文
	参事監兼教育財務課長	森 崎 純 次
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	福利課長	中 村 均 子
	義務教育課長	米 持 武 彦
	生徒指導推進室長	樋 口 哲 司
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	姫 野 秀 樹
	社会教育課長	曾根崎 靖
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	文化課長	佐 藤 晃 洋
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課主幹	伊 藤 功 二
教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝	

### 2 傍聴人

2 名

## 開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。  
本日は、岩崎委員が欠席です。

ただいまから平成28年度 第25回教育委員会会議を開きます。

## 署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、高橋委員にお願いしたいと思っております。

## 会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。  
会議の終了は14時10分を予定しています。  
よろしく申し上げます。

## 議 事

(工藤教育長)

それでは、議事に入ります。

### 【議 案】

第1号議案 大分県立学校管理規則の一部改正について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「大分県立学校管理規則の一部改正について」提案しますので、姫野高校教育課長から説明いたします。

(姫野高校教育課長)

第1号議案「大分県立学校管理規則の一部改正について」説明いたします。

議案1ページをご覧ください。本議案は、県立海洋科学高等学校を設置し、県立津久見高等学校海洋科学学校を廃止することに伴い、規定を整備する必要があるため提案するものです。

2ページの新旧対照表をご覧ください。下段の「津久見高等学校海洋科学学校」を上段の改正案のとおり「海洋科学高等学校」に改めるものです。

施行期日は平成29年4月1日としています。

以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(工藤教育長)

ございませんでしょうか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

## 【協 議】

大分県立社会教育総合センター管理規則等の一部改正について

(工藤教育長)

それでは、協議の「大分県立社会教育総合センター管理規則等の一部改正について」曽根崎社会教育課長から説明いたします。

( 曾根崎社会教育課長 )

#### 説明概要

- ・大分県立社会教育総合センター管理規則の一部改正について
- ・大分県立社会教育総合センター利用規則の一部改正について
- ・大分県立図書館管理規則の一部改正について

( 工藤教育長 )

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

( 林職務代理者 )

大分県立図書館管理規則の一部改正について、地域学習支援担当ができるということですが、社会教育総合センターでやっていた全県的な学習相談や社会教育の支援が全て引き継がれるのでしょうか。

( 曾根崎社会教育課長 )

はい、そうです。社会教育総合センターで行っていましたが、社会教育関係者への研修や地域人材を育成するためのフィールドワーク、講座等を学校・地域支援課の分掌事務とします。

( 高橋委員 )

青少年の家の利用申請を6ヶ月前からを1年前に変更するとのことですが、行政が行う行事や団体が行うイベントなどで優先順位のようなものがありますか。

( 曾根崎社会教育課長 )

学校の教育合宿は基本的に優先させていただきますが、その他の団体については、この期間内で受付をしていただき、特に優先順位はありません。今回の改正は利用者の増加を図るとともに、国立青少年の家が1年前から教育合宿等の受付をしている環境もあり、同じように設定したいと考えて早めるものです。

( 高橋委員 )

すごくいいことだと思います。利用申請が1年前からになりますと、大きな行事が入ることもあるかと思いますが、しっかりと対応をお願いします。

( 工藤教育長 )

他にございませんでしょうか。

マリナルチャーセンターが新しいやり方を検討しているところですが、学校の受け入れは来年度いっぱいになりそうな状況ですので、そこも含めて早めの申し込みができるようにしたいと考えています。

それでは、今回の協議の結果を踏まえまして、準備を進めていきたいと思えます。

#### 埋蔵文化財センター管理規則及び利用規則の制定について

(工藤教育長)

次に、協議の「埋蔵文化財センター管理規則及び利用規則の制定について」佐藤文化課長から説明いたします。

(佐藤文化課長)

#### 説明概要

- ・埋蔵文化財センター管理規則案について
- ・埋蔵文化財センター利用規則案について

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(林職務代理者)

調査第一課の分掌事務に県が行う開発事業に係る調査とありますが、県が行う発掘調査と市町村が行う発掘調査には、どのような違いがありますか。

(佐藤文化課長)

県や国等が行う広域、大規模な開発事業に係る発掘調査を県が担当し、市町村に関わる発掘調査を市町村が担当することを基本的な役割分担としています。

(林職務代理者)

安岐町で県と市町村が一緒にしている発掘調査を見たことがあるのですが、一緒に行うこともあるのですか。

(佐藤文化課長)

安岐町でご覧になったのは、歴史博物館の国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査に伴う発掘調査だと思います。このような調査の際には、市町村と県と一緒に調査することもあります。

(松田委員)

企画普及課が講演会・講習会等を開催するとありますが、学校への出前授業なども行うのですか。

(佐藤文化課長)

学校への出前講座は積極的に行っていきたいと考えています。あわせて、社会見学等で埋蔵文化財センターを利用していただけのように、学校への働きかけを進めていきたいと考えています。

(首藤委員)

体験学習に力を入れていただきたいと思いますが、どのようなスタッフで行うのですか。人員について教えてください。

(佐藤文化課長)

埋蔵文化財センターの職員とともに、ボランティアの方々のご協力もいただきながら、体験学習に多くの方に参加していただけるようにしたいと考えています。

(首藤委員)

ボランティアの掘り起こしが必要になってくると思いますが、社会教育総合センターで研修されていた方にも詳しい方がおられると思いますので、そういった方々にもボランティアをしていただくといいのではないのでしょうか。

(佐藤文化課長)

埋蔵文化財センターでもボランティアの研修をしていますが、ご指摘いただいた点も踏まえ、展示ボランティアも含めて、より多くの皆さんにご協力いただけるように、呼びかけ等をしていきたいと考えています。

(工藤教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえて、進めていきたいと思えます。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございませんか。

## 【その他】

## 大分県立社会教育総合センター廃止後の取扱いについて

(工藤教育長)

先ほど、社会教育総合センターの廃止に関連した規則改正の話がありましたが、その後の状況について報告をいたします。

別府市から正式に施設を引き受けたいという申請がありました。用途としては、海辺の美術館が老朽化していることから、市の美術館として使いたいとのこと。少し手を入れて、美術館として使いたいという意向です。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

ないようですので、これで平成28年度第25回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

# 平成28年度第25回大分県教育委員会会議次第

日時 平成29年3月7日(火)

13:35～14:10

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 大分県立学校管理規則の一部改正について

(2) 協 議

大分県立社会教育総合センター管理規則等の一部改正について

埋蔵文化財センター管理規則及び利用規則の制定について

(3) その他

4 閉 会

第一号議案

大分県立学校管理規則の一部改正について

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月七日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「津久見高等学校海洋科学校」を「海洋科学高等学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

提案理由

県立海洋科学高等学校を設置し、及び県立津久見高等学校海洋科学校を廃止することに  
伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条～第十八条（略）</p> <p>（船長等）</p> <p>第十九条 海洋科学高等学校</p> <p>海士、一等機関士、通信長、二等航海士及び二等機関士（以下「船長等」という。）を置く。</p> <p>2 船長等は、技術職員をもつて、これに充てる。</p> <p>3 船長等は、実習船に関する業務を処理する。</p> <p>第十九条の二～第三十四条（略）</p>	<p>第一条～第十八条（略）</p> <p>（船長等）</p> <p>第十九条 津久見高等学校海洋科学学校に、船長、機関長、一等航海士、一等機関士、通信長、二等航海士及び二等機関士（以下「船長等」という。）を置く。</p> <p>2 船長等は、技術職員をもつて、これに充てる。</p> <p>3 船長等は、実習船に関する業務を処理する。</p> <p>第十九条の二～第三十四条（略）</p>

# 大分県立社会教育総合センター管理規則等の一部改正について

## 1 提案理由

大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴い、規則の改正を行うもの。

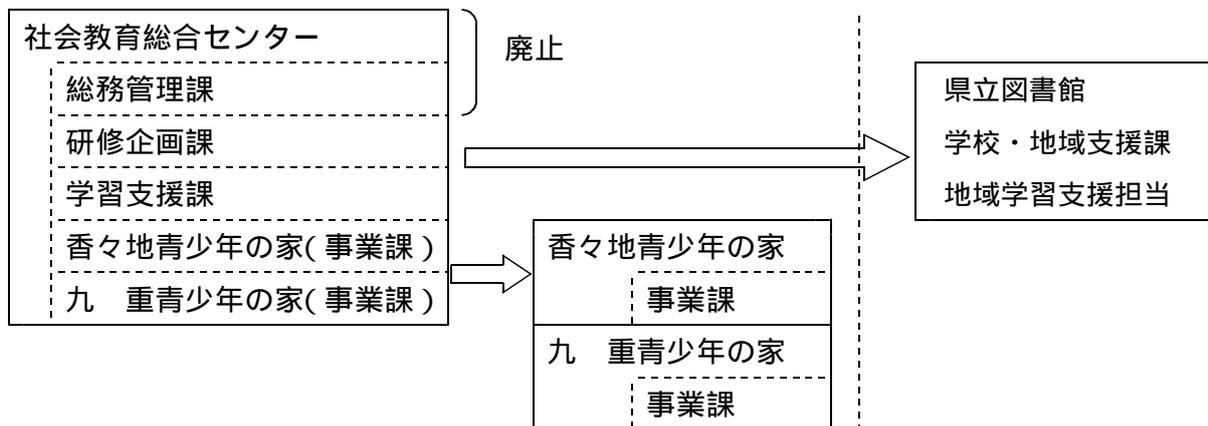
## 2 主な改正内容

### (1) 大分県立社会教育総合センター管理規則の一部改正

規則の題名を「大分県立社会教育総合センター管理規則」から「大分県立青少年の家管理規則」に改正（題名）。

規則の趣旨を「大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例第13条」から「大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第12条」に改正（第1条）。

課の設置を改正（第2条）。



総務管理課、研修企画課及び学習支援課の分掌事務を削除（第3条、第4条）。  
 その他所要の規定の整備（第5条から第8条まで）。

(2) 大分県立社会教育総合センター利用規則の一部改正

規則の題名を「大分県立社会教育総合センター利用規則」から「大分県立青少年の家利用規則」に改正（題名）。

規則の趣旨を「大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例第13条」から「大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第12条」に改正（第1条）。

「センターの休業日」を「青少年の家の休業日」に改正（第2条）

センターの施設の利用時間及び利用許可の申請を削除（第3条、第4条）。

施設	利用時間	
多目的ホール	午前9時から午後9時まで ただし、日曜日、土曜日及び 休日は午前9時から午後5時まで	⇒ 施設の廃止により削除
視聴覚室		
第一創作室		
第二創作室		
： 第二和室		

青少年の家の利用許可の申請日を改正（第4条）。

現 行	今 後
利用日の6箇月前から20日前まで	⇒ 利用日の1年前から20日前まで

その他所要の規定の整備（目次、章名、第5条から第22条、様式）。

(3) 大分県立図書館管理規則の一部改正

学校・地域支援課の担当を1担当から2担当に改正（第2条）。

課 名	担 当 名	課 名	担 当 名
学校・地域支援課	学校・地域支援担当	⇒ 学校・地域支援課	図書館・学校支援担当 地域学習支援担当

学校・地域支援課の分掌事務にセンターで行っていた分掌事務を追加（第5条）。

3 施行期日

平成29年4月1日

## 大分県立埋蔵文化財センター - 管理規則の制定について

### 1 提案理由

大分県立埋蔵文化財センター設置及び管理に関する条例の制定に伴い、発掘調査の成果の公開、体験学習等に対応するため、大分県立埋蔵文化財センターの組織、運営その他必要な事項を定める必要があるため規則の制定を行うもの。

### 2 管理規則制定の内容

この規則は、大分県立埋蔵文化財センターの組織、運営その他必要な事項を定めるものであり、課の設置（第2条）課の分掌（第3条～第6条）職員の職（第7条）職員の数（第8条）委任（第9条）について規定するもの。

### 3 主な制定内容

#### （1）組織体制（第2条関係）

埋蔵文化財の調査・研究及び保存・活用を一層推進するため、「班」体制から「課」体制へと改組するとともに、調査研究の成果を広く県民に普及・啓発する観点から「企画普及課」を新設する。

大分県立埋蔵文化財センター			
総務課	企画普及課	調査第一課	調査第二課

#### （2）各課の分掌事務（第3条～6条関係）

##### 総務課

- ア 公印の管守に関する事。
- イ 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
- ウ 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関する事。
- エ 予算の執行並びに現金、有価証券及び物品の出納命令に関する事。
- オ 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関する事。
- カ 施設及び設備の維持管理に関する事。
- キ 施設及び設備の利用に関する事。
- ク その他他課の所掌に属さない事項に関する事。

##### 企画普及課

- ア 出土品その他埋蔵文化財に関する資料の保存及び展示並びに体験学習の実施に関する事。
- イ 歴史及び考古についての講演会、講習会等の開催に関する事。
- ウ 県民の歴史及び考古に関する調査研究活動を援助する事。
- エ 学校、図書館、研究所、博物館、資料館、公民館等の諸施設に対する歴史及び考古についての協力及び活動の援助に関する事。
- オ 埋蔵文化財についての目録、年報、案内書、図録、調査研究の報告書等の刊行に関する事

調査第一課

- ア 県が行う開発事業に係る埋蔵文化財保護のための調整に関すること。
- イ 県が行う開発事業に係る埋蔵文化財の発掘調査の実施に関すること。
- ウ 県が行う開発事業に係る埋蔵文化財の発掘調査報告書の作成に関すること。

調査第二課

- ア 国等が行う開発事業に係る埋蔵文化財の保護のための調整に関すること
- イ 国等が行う開発事業に係る埋蔵文化財の発掘調査の実施に関すること。
- ウ 国等が行う開発事業に係る埋蔵文化財の発掘調査報告書の作成に関すること。

( 3 ) 職員の職の規定 ( 第 7 条関係 )

- ア 所長：センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督
- イ 副所長：所長を補佐し、センターの事務を処理に定める。

4 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

## 大分県立埋蔵文化財センター - 利用規則の制定について

### 1 提案理由

大分県立埋蔵文化財センター設置及び管理に関する条例の制定に伴い、発掘調査の成果の公開、体験学習の実施等を推進するため、大分県立埋蔵文化財センターの利用に関して必要な事項を定める必要があるため規則の制定を行うもの。

### 2 利用規則制定の内容

この規則は、大分県立埋蔵文化財センターの利用に関して必要な事項を定めるものであり、利用時間（第2条）、休館日（第3条）、利用制限（第4条）資料の館外貸出し（第5条）、委任（第6条）について規定するもの。

### 3 主な制定内容

#### (1) 利用時間（第2条関係）

入館者の利用時間帯を歴史博物館や先哲史料館及び他県類似施設を参考に同様の取扱いとする。ただし、利用者の展示見学時間確保のため入館は16時30分までとする。

利用時間 9時～17時（入館は16時30分まで）

#### (2) 休館日（第3条関係）

現在の埋蔵文化財センターは土日祝日を閉庁としているが、県民に広く普及啓発する機会を得るため、月曜日及び年末年始を休館日とする。

休館日：月曜日、12月28日～1月4日

### 4 施行期日

平成29年4月1日